

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて	9
報告第10号	専決処分事項の報告について	11
議案第57号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	13
議案第58号	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部 を改正する条例	15
議案第59号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する 条例の一部を改正する条例	17
議案第60号	廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する 条例	19
議案第62号	工事請負契約の締結について	21
議案第63号	公有水面埋立地の用途変更に関する諮問の回答 答について	23

(報告第7号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税及び特別土地保有税に係る改正規定が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 個人の市民税

ア 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（改正前3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとした。

イ 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得又は増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の特例措置の適用を受けたときは、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とすることとした。

(2) 固定資産税

ア 平成24年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 宅地等に係る固定資産税の額については、当該宅地等の当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅

地等については当該特例措置の適用後の額)を課税標準額とした税額が、前年度分の課税標準額に当該年度の価格の100分の5に相当する額を加算した額を課税標準額とした場合の税額(以下「宅地等調整税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。

- (イ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準(前年度課税標準額の当該年度の価格(住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。))に対する割合をいう。以下同じ。)が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすることとした。
- (ウ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。
- (エ) 農地に係る固定資産税の額については、当該農地の当該年度の価格を課税標準額とした税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05

0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

イ アにかかわらず、住宅用地に係る平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税の額に限り、次の措置を講じることとした。

(ア) 当該住宅用地の当該年度の価格を課税標準額とした税額が、宅地等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

(イ) (ア)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上1.0未満の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすることとした。

ウ 平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認める場合には、当該価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。

エ 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している幼稚園、図書館及び博物館において直接その用に供する固定資産に係る固定資産税を非課税とする措置の創設に伴い、当該措置の適用を受けようとする者が提出する書類を規定することとした。

(3) 特別土地保有税

固定資産税の負担の調整等に伴う特別土地保有税の課税の特例措置について、その適用期限を平成26年度まで延長することとした。

(4) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(5) 施行期日

平成24年4月1日

3 専決処分年月日

平成24年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第 8 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税 制 収 納 課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成 24 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 平成 24 年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとした。

ア 宅地等に係る都市計画税の額については、当該宅地等の当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）を課税標準額とした税額が、前年度分の課税標準額に当該年度の価格の 100 分の 5 に相当する額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に 10 分の 6 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に 10 分の 2 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特

例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。
 以下同じ。)に対する割合をいう。以下同じ。)が0.6以上0.
 7以下の土地に係る都市計画税の額については、前年度の税額とす
 ることとした。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地
 に係る都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を
 乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。

エ 農地に係る都市計画税の額については、当該農地の当該年度の価
 格を課税標準額とした税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準
 の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を
 課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること
 とした。

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(2) (1)にかかわらず、住宅用地に係る平成24年度分及び平成25年
 度分の都市計画税の額に限り、次の措置を講じることとした。

ア 当該住宅用地の当該年度の価格を課税標準額とした税額が、宅地
 等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとし
 た。ただし、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価
 格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超
 える場合には、当該税額とすることとした。

イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上1.0未
 満の土地に係る都市計画税の額については、前年度の税額とすること
 とした。

(3) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者
 等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円

滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した一定の家屋について、都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講じることとした。

(4) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(5) 施行期日

平成24年4月1日

3 専決処分年月日

平成24年3月31日

4 根拠法令

報告第7号説明書に同じ。

(報告第 9 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るために地方税法の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成 24 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 国民健康保険税

居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後 7 年（改正前 3 年）を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に延長することとした。

(2) 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

平成 24 年 3 月 31 日

4 根拠法令

報告第 7 号説明書に同じ。

(報告第10号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括支援センター)

1 専決処分した理由

平成24年3月30日地域包括支援センターの嘱託員が、介護予防支援業務のため、公用車を運転中、廿日市市宮園五丁目地内の交差点において小型乗用自動車と衝突し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 245,700円

3 専決処分年月日

平成24年5月19日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第 57 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税及び固定資産税に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。

(2) 固定資産税

下水道法に基づき設置された一定の除害施設のうち、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得されたものに係る課税標準の特例について、地域決定型地方税制特例措置の導入によりその特例割合を条例で定めることとされたことから、当該割合を3分の2と定める。

2 施行期日

公布の日。ただし、1の(1)の改正規定については平成26年1月1日

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

附則第15条

- ② 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、平成24年4月1日から平成26年3月31日（第6号に掲げる施設又は設備にあつては、平成27年3月31日）

までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2又は第349条の3第3項、第4項若しくは第18項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (6) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、4分の3）

(議案第 58 号)

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 提案の要旨

平成 22 年度の税制改正における所得税法の改正において、所得税の年少扶養控除の廃止等が行われ、平成 23 年分の所得税から適用されることに伴い、当該改正がひとり親家庭等医療費の受給資格に影響を生じさせないよう、受給資格に係る所得税の額を改正前の所得税法の規定により算定しようとするものである。

2 施行期日

平成 24 年 8 月 1 日

(議案第 59 号)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部
を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 改正の理由

阿品台緑地南地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物等に関する制限を定めるとともに、下平良二丁目地区地区計画及び宮島口上福面地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、地区整備計画区域内の建築物の制限などに関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 阿品台緑地南地区地区整備計画区域内において、建築物等に関する制限を次のように定める。

ア 建築物の敷地面積の最低限度を定める。

イ 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度を定める。

- (2) 下平良二丁目地区地区整備計画区域内において、計画地区を準工業地区と商業地区に区分し、地区区分に応じた建築物の用途制限を定める。

- (3) 宮島口上福面地区地区整備計画区域内において、地区の区域拡大に伴い、地区整備計画区域の名称の変更などを行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

建築基準法

第 68 条の 2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備

計画等」という。)が定められている区域に限る。)内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

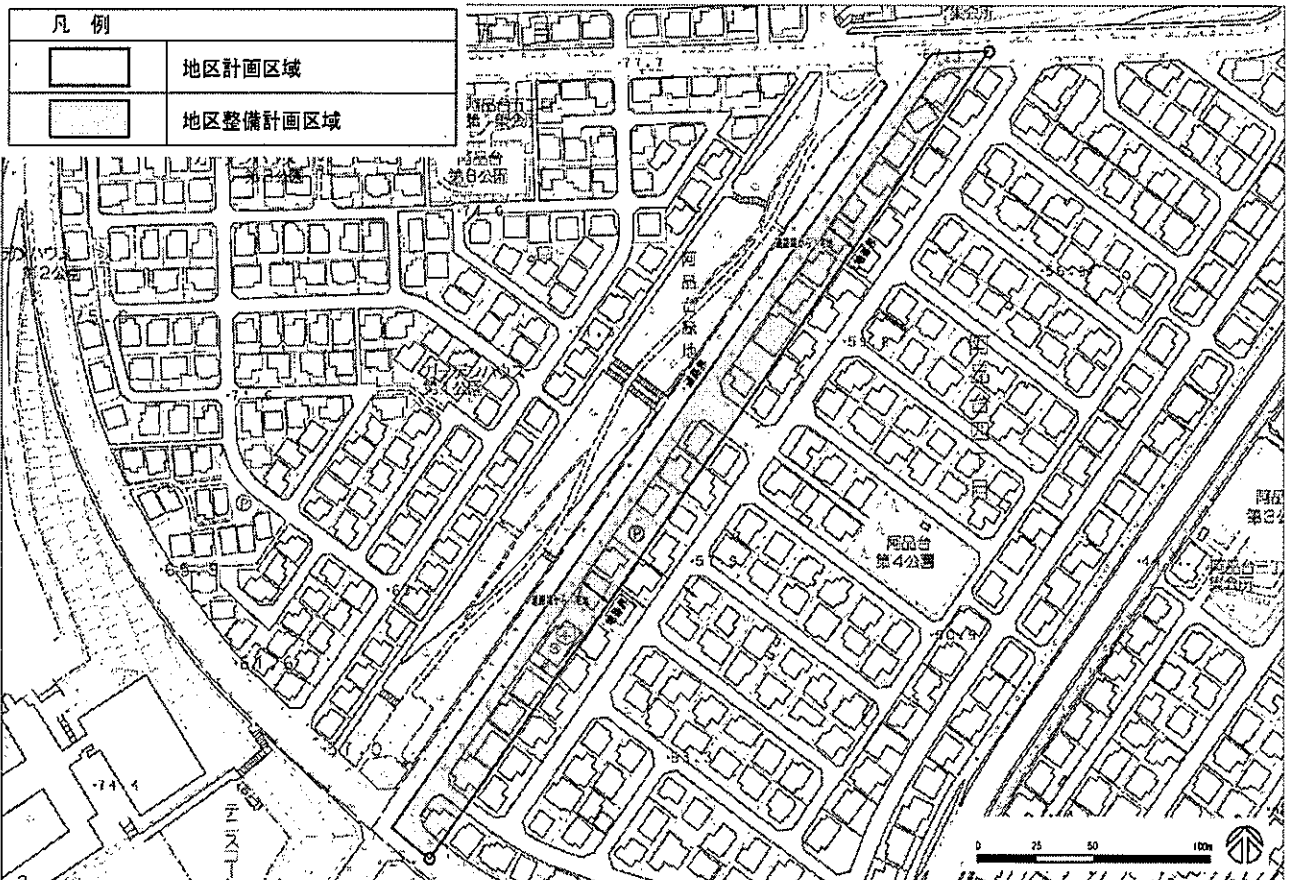
阿品台緑地南地区地区計画

位置図

阿品台緑地南地区地区計画区域



地区計画計画図

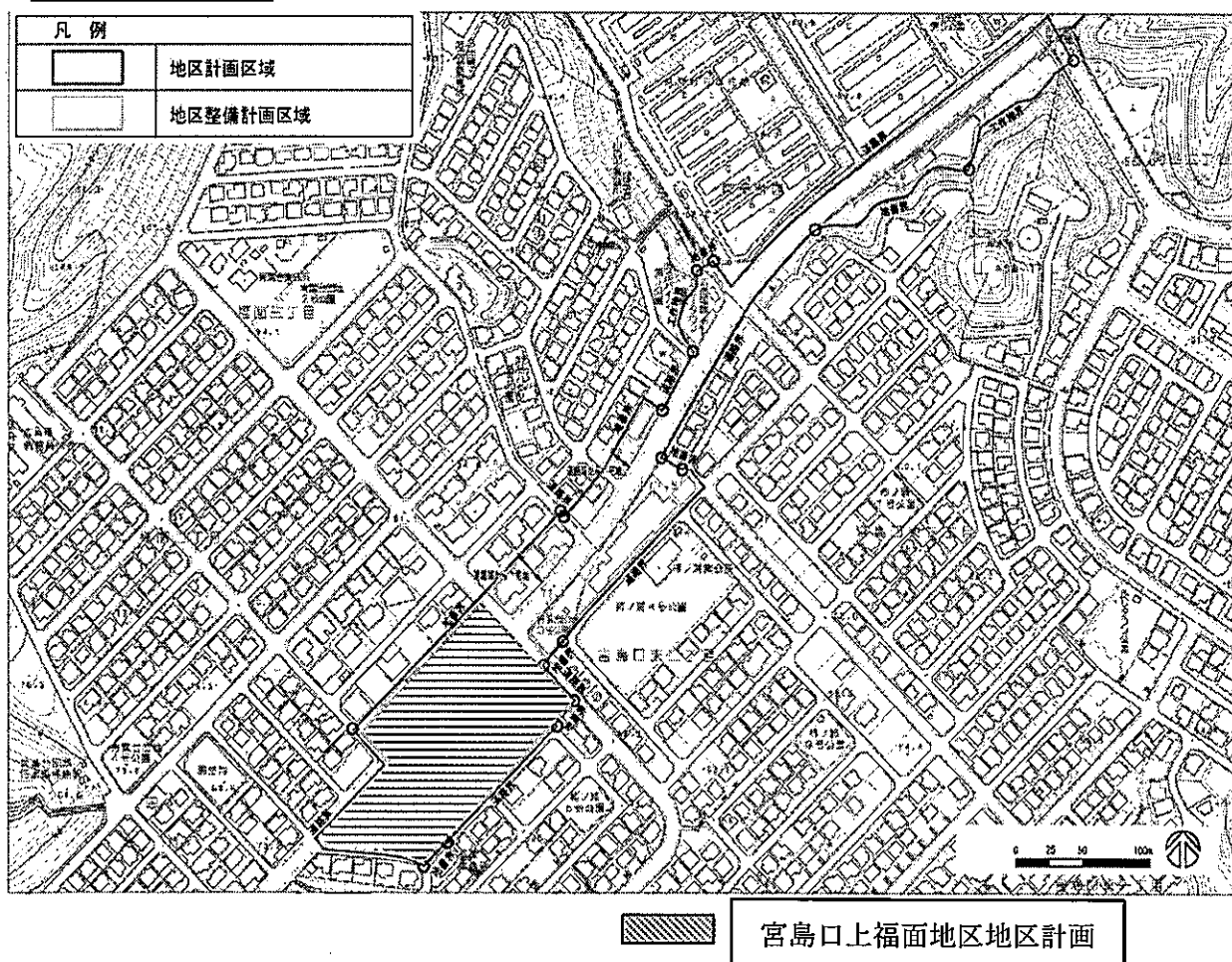


地御前対巖山線沿道地区地区計画

位置図



地区計画計画図



用途地域・地区計画区域別による建築物の用途制限の概要一覧表

		(1) 阿品合 緑地南地区		(2) 下平良二丁目 地区				(3) 地御前対蔵山 線沿道地区				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	
		第一種低層住居専用地域	阿(第二種低層住居専用地域)品合緑地南地区	商業地域	商業地域	工業地域	工業地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	地御前対蔵山線沿道地区	
凡 例		備 考										
用途地域	○	建てられる用途										
	△	一定の条件のもと建てられるもの										
地区計画	①...	建てられない用途										
	■	地区計画により制限する用途										
地区計画	■	建てられない用途										
	●	一定の条件のもと建てられる用途										
地区計画	①...	一定の条件のもと建てられる用途										
住宅、共同住宅		○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	● 1～2階を除き可能
寄宿舎、下宿		○	○	○	■	○	■	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住居部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	※ 非住宅部分の用途制限あり ● 住宅部分は、3階以上のみ可能
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	○	○	○	○		②	③	②	① 日用品販売店舗、理髪店等の地域住民の生活に密接に関わるサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に掲げるもののほか、飲食店、銀行の支店等のサービス業用の店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			○	○	○	○		②	③	②	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○			③	②	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○					
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの			○	○	○	○					
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの			○	○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの			○	○	○	○			△	△	△ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			○	○	○	○			△	△	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○			△	△	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○					
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの			○	○	○	○					
ホテル、旅館				○	○	○	○					
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等			○	○	○	○					
	カラオケボックス等			○	○	○	○					
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的屋、馬券・車券発売所等			○	○	○	○					
	劇場、映画館、演芸場、観覧場			○	○	○	○					
	キャバレー、ダンスホール等			○	■	○	■					
公共施設	個室付浴場等			○	■	○	■					
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院・学校等	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 1～2階を除き可能
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場	老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	△	○	○	△	△ 600㎡以下
	自動車教習所			○	○	○	○					
	単独車庫(附属車庫を除く)			○	○	○	○		△	△	△	△ 300㎡以下、かつ、2階以下
	建築物附属自動車車庫			○	○	○	○					
	①②については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	○	○	○	○	①	②	②	①	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
倉庫等	倉庫業倉庫			○	○	○	○					
	畜舎(15㎡を超えるもの)			○	○	○	○					
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		△	○	○	○	○		△	△	△	原動機の制限あり、△2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場			②	②	○	○					② 原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場			②	②	○	○					● 一定の金属の工作、一定の塗料に関する作業、機械のこぎりを使用する加工のみ
倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場					○	●					
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											
	自動車修理工場			③	③	○	○					③ 作業場の床面積 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量					○	○	○			①	①1,500㎡以下(2階以下)
	量が非常に少ない施設					○	○	○				
	量が少ない施設					○	○	○				
	量がやや多い施設					○	○	○				
	量が多い施設											

(取扱注意) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載されたものではありません。

(議案第 60 号)

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

大野東小学校屋内運動場の建て替えに伴い、施設規模に応じた使用料の額に改定しようとするものである。

現 行	改 正 案
1 時間につき 7 3 0 円	1 時間につき 1 , 4 6 0 円

2 施行期日

平成 2 4 年 7 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(議案第 6 2 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市地御前一丁目及び地御前五丁目地内において施工する地御前
1 号幹線築造工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 地御前 1 号幹線築造工事

汚水管路施設工

工事延長 815.1メートル

推進工 内径 800ミリメートル

人孔工 4基

(2) 請負金額 187,425,000円

(3) 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目8番3号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川 本 定 則

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成25年3月29日まで

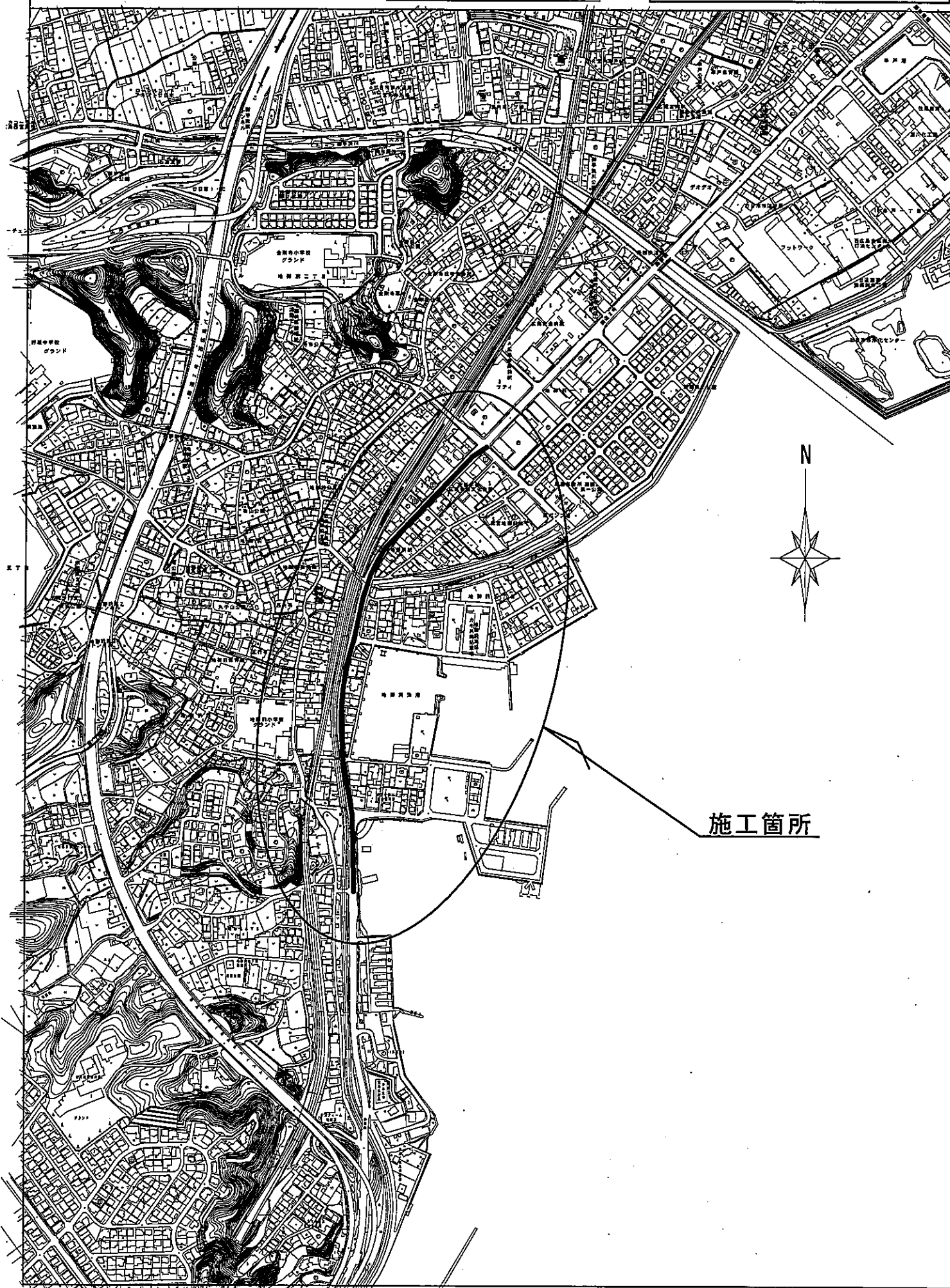
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1
億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

地御前1号幹線築造工事



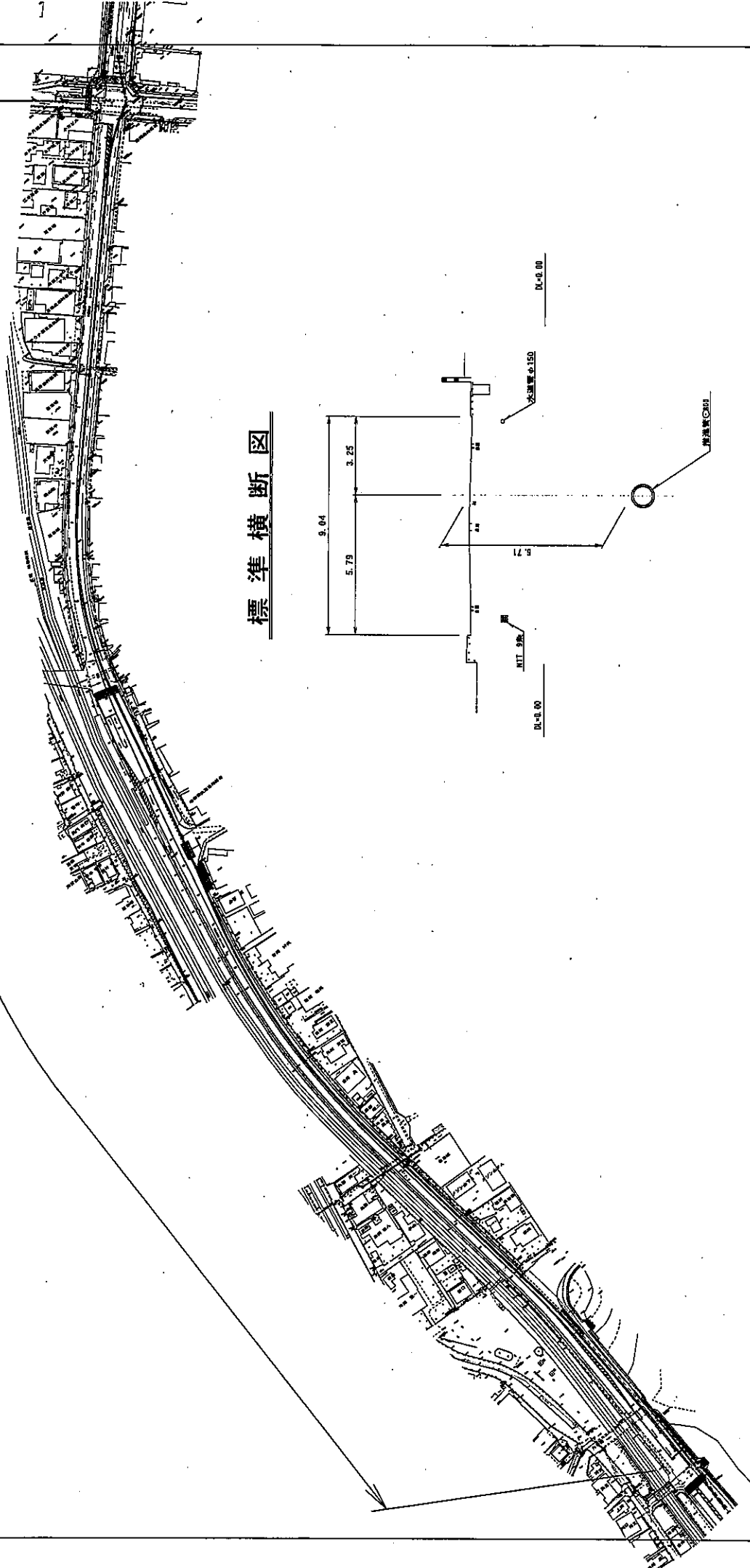
施工箇所

地御前1号幹線築造工事

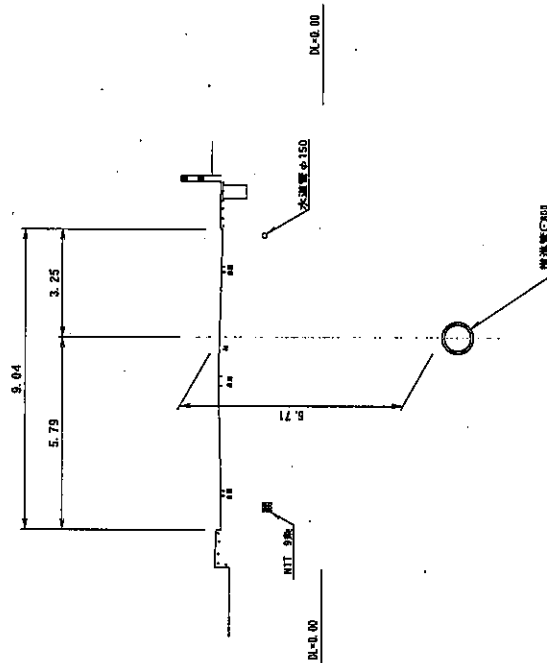
平面図

工事延長 $L=815.1\text{m}$

中大口径管推進工法 $\phi 800$ (泥濃式推進工法)

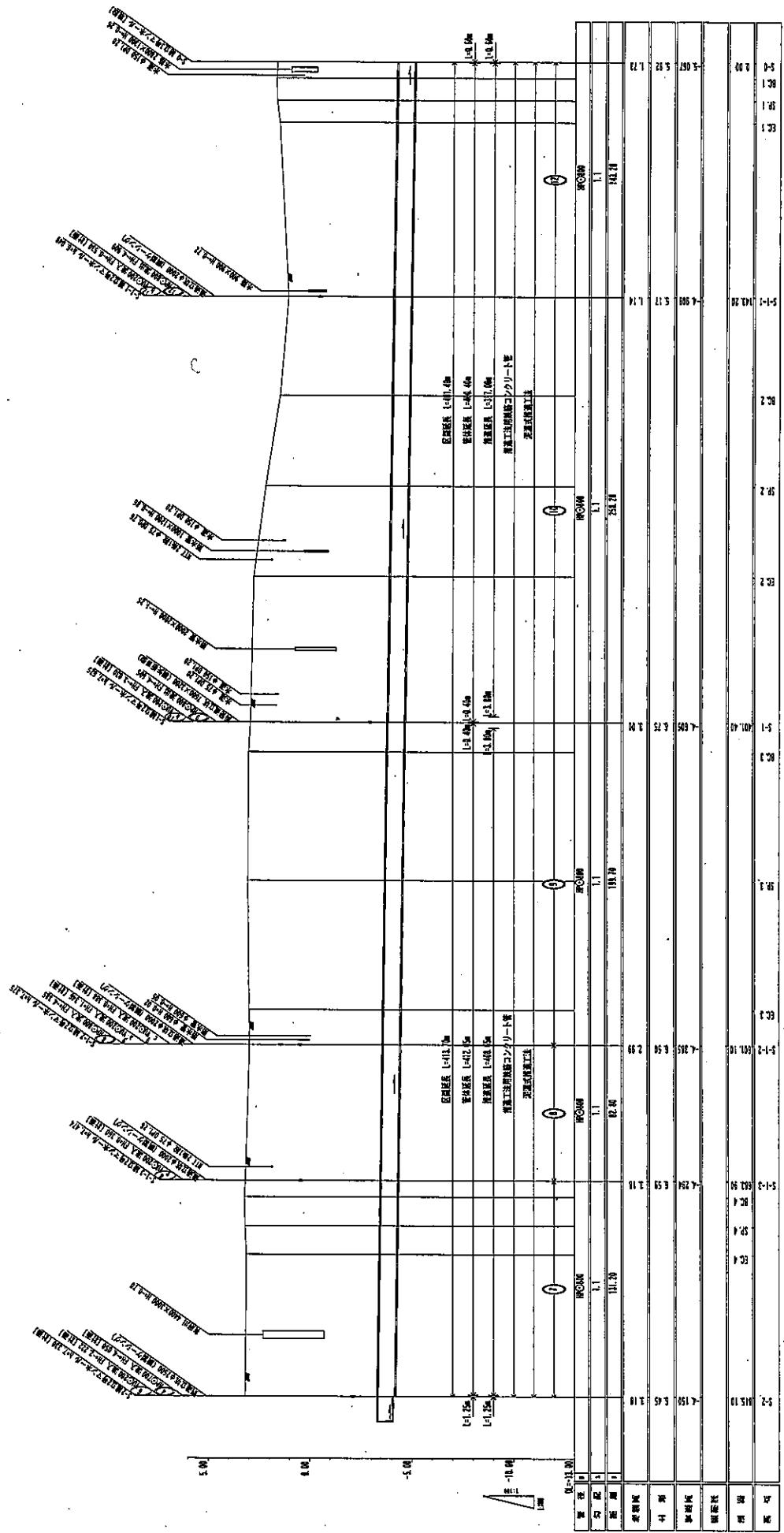


標準横断面図



地御前1号幹線築造工事

縦断面図



(議案第 63 号)

公有水面埋立地の用途の変更に関する諮問の回答について

(監 理 課)

1 提案の要旨

公有水面埋立法第 13 条ノ 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、公有水面埋立地の用途の変更に関して、広島県知事から市長の意見を求められたので、これに同意しようとするものである。

2 埋立地の用途の変更内容

(1) 申請者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

(2) 埋立区域の位置

廿日市市下平良二丁目 1317 番 3 から同 1317 番 14 を経て同市木材港南 1330 番に至る間の地先公有水面

(3) 埋立地の用途及び面積

用 途	変更前の面積 (平方メートル)	変更後の面積 (平方メートル)
商業施設用地	44,624.77	44,622.23
公園・緑地用地	12,155.74	12,158.28
道路用地	3,429.61	3,429.61

3 根拠法令

公有水面埋立法

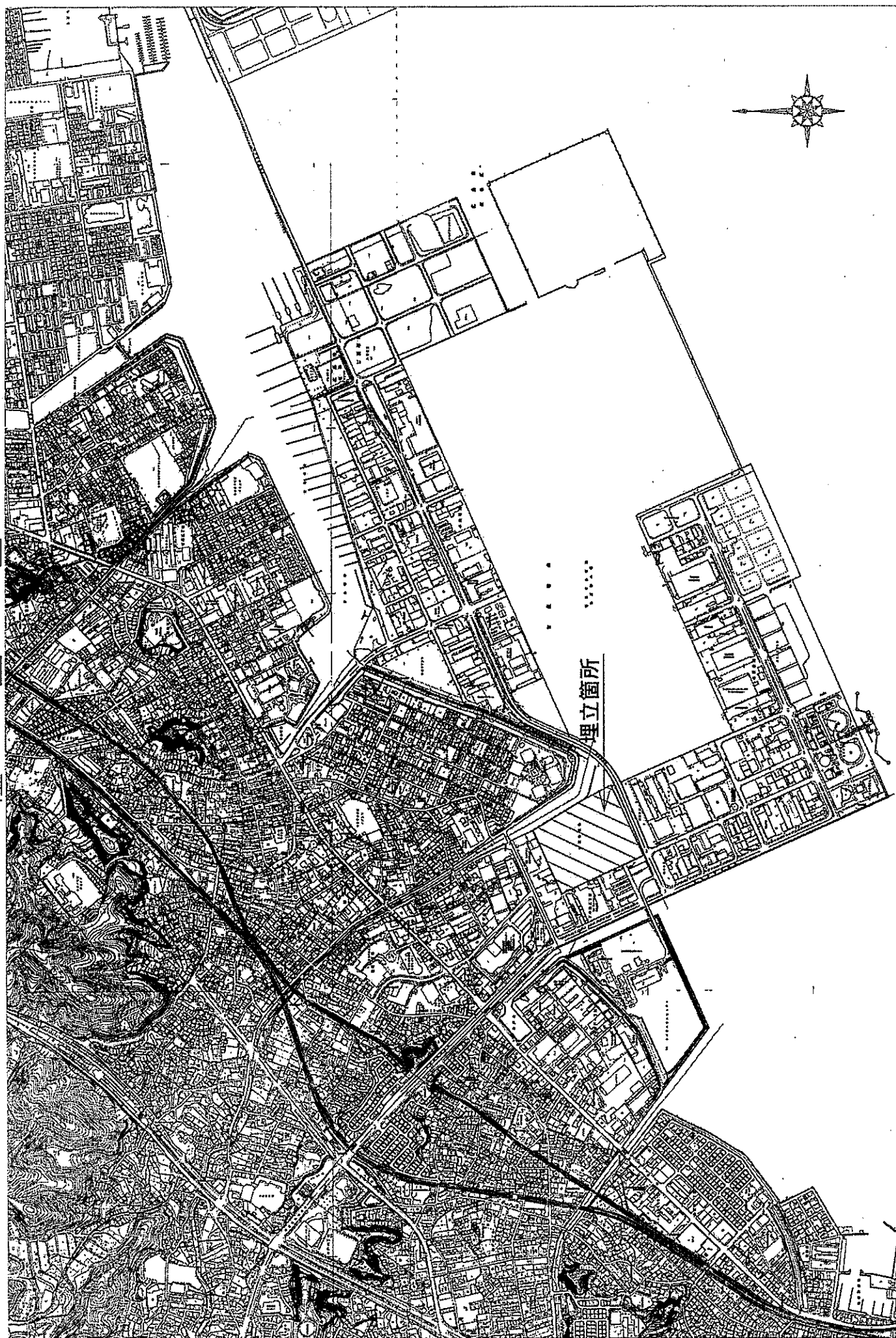
第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④ 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮小、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

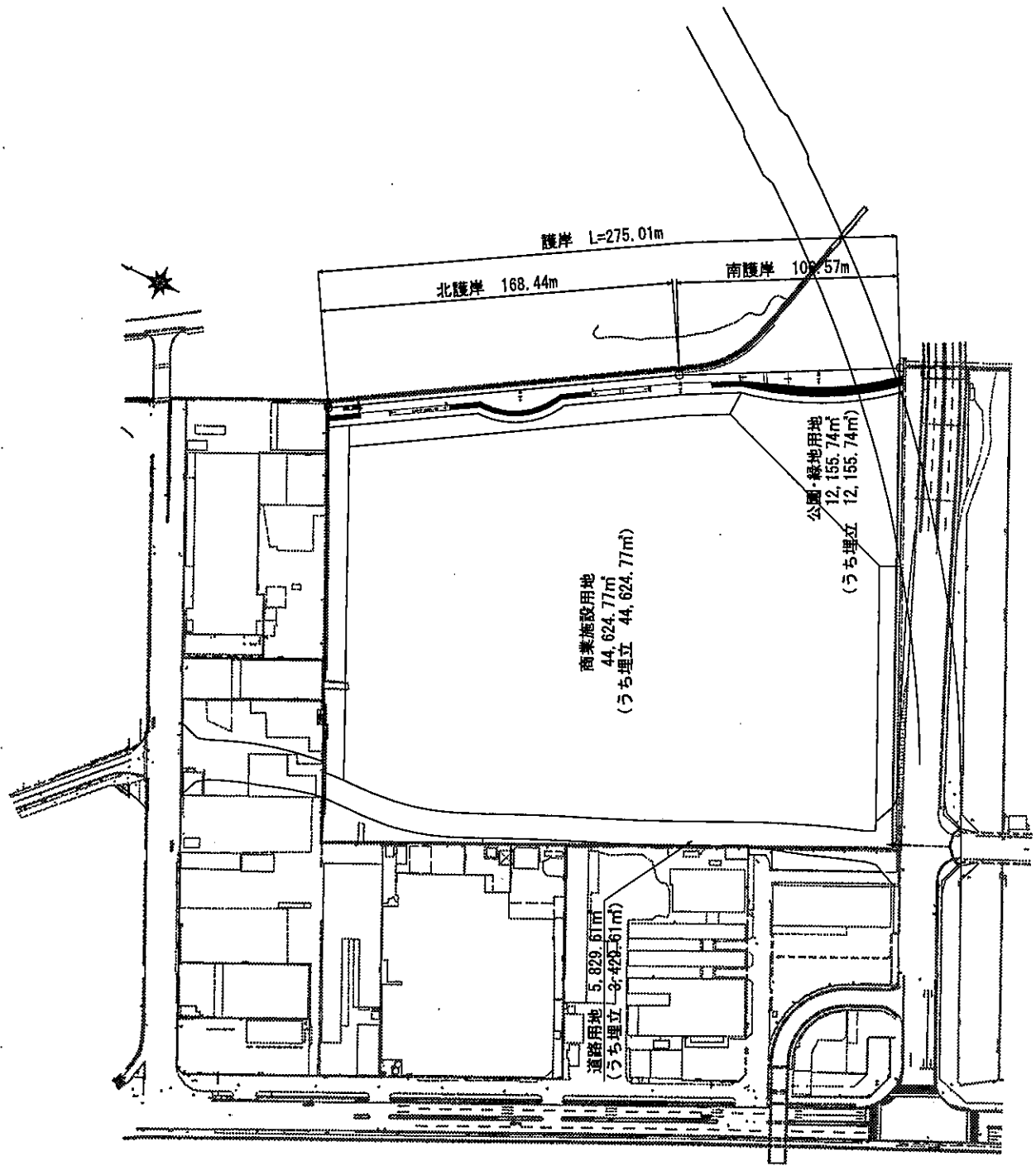
② 第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4条第1項及第2項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮小又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

位置圖



平面図 (変更前)

S=1:2,000



平面図 (変更後)

S=1:2,000

